

○北杜市立保育園人材バンク実施要綱

平成23年8月31日

告示第66号

(趣旨)

第1条 この告示は、保育士等の資格免許を有し、北杜市立保育園において臨時職員として就職を希望する者を予め登録することにより、人材の確保と効率的な雇用管理を行うため、北杜市立保育園人材バンク（以下「人材バンク」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる職種)

第2条 人材バンクの登録の対象となる職種は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育士
- (2) 保育園バス運転手

(登録の要件)

第3条 人材バンクに登録できる者は、次の表に定める要件をすべて満たしている者とする。

職種	住所要件	年齢要件 (登録申請日現在)	資格要件	その他
保育士	本市に在住		保育士証を取得している者	職務遂行
保育園バス運転手	している者 又は本市に 通勤可能な 者	満69歳以下の者	中型自動車免許（限定が付されてい ない中型免許とし、第二種免許を含む。） 又は大型免許（第二種免許を含む。） を取得している者	に支障を きたさな い良好な 健康状態 を有する 者

(登録者の募集)

第4条 市長は、広報ほくと、市ホームページにより広く周知して、人材バンクへの登録者を募集するものとする。

(登録の申請)

第5条 人材バンクに登録を希望する者は、北杜市立保育園人材バンク登録申請書

(様式第1号。以下「登録申請書」という。)に資格免許証の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(登録の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、第3条に規定する要件を審査した上で、登録の可否を決定し、北杜市立保育園人材バンク登録承認・不承認決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、登録承認する場合は、北杜市立保育園人材バンク登録者名簿(様式第3号。以下「登録者名簿」という。)へ登録するものとする。

(登録の有効期限)

第7条 登録の有効期限(以下「有効期限」という。)は、登録申請書を受理した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(登録の変更届等)

第8条 登録者名簿に登録された者(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更が生じたときは、北杜市立保育園人材バンク登録変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 登録者は、有効期限内に登録を取り消そうとするときは、北杜市立保育園人材バンク登録取消届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(登録の継続)

第9条 登録者は、有効期限満了後も引き続き登録の継続を希望するときは、有効期限が満了する前に、北杜市立保育園人材バンク継続登録申請書(様式第6号)に資格免許証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すこととし、登録者名簿から削除するものとする。

- (1) 登録の有効期限が満了したとき。
- (2) 本人から登録の取消しの申し出があったとき。
- (3) 登録の内容に偽りがあったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、登録を取り消した場合(前項第1号の規定により登録を取り消した場

合を除く。)は、北杜市立保育園人材バンク登録取消通知書(様式第7号)により登録者に通知するものとする。

(人材バンクからの任用)

第11条 市長は、第2条に定める職種の臨時職員を任用する必要がある場合には、登録者の中から勤務条件に合致する者を任用することとする。ただし、人材バンクに任用勤務条件に合致する登録者がいない場合は、この限りではない。

2 前項の規定により、臨時職員の任用を行う場合は、面接により厳正な人物の選考を行うものとする。

3 人材バンクから当該臨時職員を任用する場合は、北杜市臨時職員の任用に関する規則(平成16年北杜市規則第27号)及び北杜市臨時職員取扱要綱(平成16年北杜市訓令第19号)に基づき行うものとする。

(庶務)

第12条 人材バンクの管理運営に関する庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第13条 市長は、市が行う子育て支援施設臨時職員についても、人材バンクからの情報により、必要に応じて任用ができるものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、人材バンクの実施その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。